

亀山市告示第52号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年国土交通省令第43号）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和元年経済産業省・国土交通省令第3号）の施行に伴い、平成29年亀山市告示第76号の一部を次のように改正する。

令和2年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下単に「建築物エネルギー消費性能基準」という。）及び法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を行う機関」を「亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年3月28日亀山市規則第4号）第4条及び第13条に規定する市長が別に定める機関」に、「規定する法」を「規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53条。以下「法」という。）」に改める。

第1中「申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法30条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を行う」を「法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下単に「建築物エネルギー消費性能基準」という。）及び法第30条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する」に改め、「認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める」を削る。

第1の1中「一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 住宅」を「住宅」に改め、第1の2を次のように改める。

2 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」と

いう。)

第2中「掲げる認定対象」を「掲げる場合」に改め、第2の1中「住戸部分が認定対象の」を「住戸の部分のみを評価する」に改め、第2の2中「認定対象が」を削り、「認定対象の」を「評価対象の」に、「(1)を除く」を「(3)とする」に改め、第2の2(1)中「第1の2(1)に該当する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、第2の2(2)中「第1の2(2)に該当する指定確認検査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、第2の2(3)中「第1の2(3)に該当する登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関」に改める。

第3中「申請」を「場合」に改め、第3の1中「若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象」を削り、第3の2中「全体が認定対象の」を削り、第3の2(1)中「第1の2(1)に該当する」及び「法第2条第3号に規定する」を削り、第3の2(2)を削り、第3の2(3)中「第1の2(3)に該当する登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関」に改め、第3の2(3)を第3の2(2)とし、第3の2(4)を第3の2(3)とし、第3の2(5)を第3の2(4)とする。

第5の1中「又は共同住宅等若しくは」を「、共同住宅等又は」に、「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」を「第1条第1項第2号イ(2)、同号イ(3)、同号ロ(2)及び同号ロ(3)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、この告示による改正前の平成29年亀山市告示第76号第1の2(2)の機関が発行した適合証は、令和2年9月30日までの間は、なお効力を有する。